

ソマリア沖への自衛隊派遣に抗議し、 「海賊対処」派兵法案の廃案を求める声明

- 1 政府は、ソマリア沖海賊対策を口実として、3月13日、自衛隊法の海上警備行動として、自衛艦をソマリア沖に派遣するとともに、「海賊対処」派兵法案を国会に上程した。
- 2 日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の反省の上に立ち、非戦・非武装の恒久平和主義に立脚し、紛争の平和的解決を目指している。たとえ日本船舶や日本向け物資の輸送している船舶が海賊に襲撃された場合であっても、軍事力によって海賊を制圧することは日本国憲法がおよそ予定していないものであり、自衛艦をソマリア沖に派遣することは、憲法に違反するものと言わざるをえない。また、「侵略からの防衛及び秩序維持」を任務とする自衛隊法の規定に照らせば、海上警備行動の範囲は、日本の沿岸付近に限定されるというべきである。ソマリア沖の海賊等対策のために海上警備行動として自衛隊を派遣することは、自衛隊法すら無視するものである。
- 3 「海賊対処」派兵法案は、自衛隊の武器使用権限を拡大している。
現行法による海上警備行動には、犯人逮捕や自己・他人の防護などのために武器使用を認める警察官職務執行法第7条が準用される。新法案は、これに加えて、「海賊」が警告射撃などの制裁措置に従わず、「船舶に著しく接近」する行為を継続しようとする場合には、「海賊」から発砲がなくとも、「進行を停止させるために他に手段がない場合」には、先行的に「危害射撃」を行うことを認めている。自衛隊が発砲すれば、人を殺傷し、船舶を沈没させることにもなる。新法案は、海賊行為に対処するという「任務遂行」のための武器使用を認めるものであり、武力行使を禁じた憲法9条に違反するものである。
- 4 新法案は、地域をアデン湾に限定せず、日本の領海と世界中の公海へ無限定に拡大する。警護対象も、海上警備行動（自衛隊法82条）では、日本関係船舶に限定しているのに対し、新法案では外国籍船を含めたすべての船舶へと拡大している。このため、自衛隊が外国軍隊と共同で軍事作戦を展開するおそれも大きく、この点でも憲法9条を蹂躪するものといわなければならない。
- 5 新法案は、政府・与党が目指している海外派兵恒久法の制定にも道を開くものである。恒久法は、「任務遂行」のための武器使用権限の拡大や地域を無限定とすることを狙っており、新法案は、その突破口となる。
- 6 ソマリアの中央政府が崩壊して以降、政治的・経済的混乱が継続しており、これがソマリア沖で海賊行為が横行する原因といわれている。真の解決には、ソマリアに秩序を回復するとともに、ソマリアの経済的な復興支援こそが不可欠である。当面の対策としても、ソマリア周辺国の地域協力による海賊対策のための警備能力向上支援のため技術的・財政的援助こそが求められている。
- 7 自由法曹団は、憲法に反する自衛艦の派遣に強く抗議するとともに、海外派兵恒久法に道を開き、海外での殺傷の危険のある新法案の制定に断固反対し、廃案を求めるものである。

2009年3月17日

自由法曹団
団長 松井 繁明